

○北海道警察雑踏警備実施要領の制定について

令和4年12月8日
道本地第5860号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察の雑踏警備実施については、これまで「北海道警察雑踏警備実施要領の制定について」（平26. 10. 9道本地第4689号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、近年の諸外国における車両突入型テロ事件等の発生を踏まえ、「テロ」という観点にも一層配慮した対策が必要であることから、これら違法行為の未然防止を徹底するほか、雑踏事故の絶無を期するため、新たに「北海道警察雑踏警備実施要領」を別添のとおり定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察雑踏警備実施要領

第1 趣旨

この要領は、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）に定めるもののほか、道警察における雑踏警備実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 雑踏警備実施の意義

祭礼、花火大会、興行、競技等（以下「行事等」という。）の開催に伴い、特定の場所に不特定多数の人が一時的に集まることにより、事故、混乱等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、主として部隊活動により事故、紛争等を防止するために行う混雑の緩和、犯罪の予防、交通の規制等の諸活動をいう。

第3 基本的な考え方

一般的に、雑踏事故防止に係る行事等の主催者及び警察の責務はそれぞれ次のとおりである。

- 1 主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。
- 2 警察は、警察法第2条に定められた責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合、事前には実地調査等必要な準備の上、雑踏警備計画を作成し、当日には主催者等と連携して必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

第4 雑踏事故防止に関する体制の確立

1 雑踏警備実施指導官の指定

警察本部地域企画課長及び方面本部の地域課長は、当該所属の警部以上の階級にある警察官を雑踏警備実施指導官として、雑踏警備実施指導官等指定簿（別記第1号様式）により指定し、次の任務を行わせること。

(1) 雑踏警備実施に関する平素の措置

ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

- イ 前記分析結果を踏まえた、警察署に対する指導
- ウ 自治体等関係機関との連携（前記分析結果の提供、指導等）
- エ 部内関係各課との連携

- (2) 雑踏警備実施に関する警察署への指導（実施計画の策定、部隊員の配置運用、主催者等への事前指導等に関する指導）
- (3) 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

2 雑踏警備実施主任者の指定

警察署長（以下「署長」という。）は、地域警察業務を担当する警部以上の階級にある警察官（これらの者が置かれていない警察署にあっては、地域警察業務を担当する警部補の階級にある警察官）を雑踏警備実施主任者として、雑踏警備実施指導官等指定簿（別記第1号様式）により指定し、次の任務を行わせること。ただし、3交替制の地域課長にあっては、この指定対象から除外する。

(1) 雑踏警備実施に関する平素の措置

- ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析
- イ 行事等が行われることが予想される施設の管理者等との連携（平素の指導、開催予定の行事等に関する指導等）

(2) 実施計画の企画・立案

(3) 実地調査の実施

(4) 主催者への事前指導に関する窓口的業務

(5) 雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

3 警察本部地域企画課及び方面本部地域課の体制等

(1) 警備対策室等の設置

警察本部地域企画課及び方面本部の地域課（以下「警察本部等」という。）は、当該方面管内において開催される行事等が次の事項に該当する場合は、必要により、警察本部等に警備対策室、警備連絡室等を設置し、警察署間の実施計画の調整や、直轄部隊の編成等、当該室長の下において総合的な指揮を行う体制を確立すること。

- ア 行事等の規模が特に大きいとき。
- イ 行事等が長期間にわたるとき。
- ウ 2以上の警察署の管轄区域に及ぶとき。
- エ その他警察本部長が必要と認めるとき。

(2) 警察署に対する指導

警察本部等は、警察署が実施する雑踏警備が、前記(1)のアからエの事項に該当する場合は、次の事項を指導すること。

- ア 警察署が主催者に対して行う事前指導の内容
- イ 警察署が作成する実施計画の内容

第5 事前の措置

1 行事内容の早期把握及び報告

署長は、管内において雑踏警備実施が必要となる行事等の開催を認知したときは、「雑踏警備実施対象認知表」（別記第2号様式）により、当該行事等が開催されるおおよそ1か月前までに警察本部地域企画課（札幌方面以外の警察署にあっては、当該

方面本部の地域課を經由)に報告するとともに、必要な措置を検討すること。

2 主催者に対する事前指導

(1) 雑踏事故を未然に防止するため、主催者に対して次の事項について理解が得られるよう必要な指導に努めることとし、特に重要な事項については、警察本部地域企画課(札幌方面以外の警察署にあっては、当該方面本部の地域課を經由)と調整の上、書面を交付して指導すること。

ア 主催者は、会場等の安全許容人数を把握の上、う回路、避難場所及び立入り・停滞等の禁止区域の設定、警備員の配置、広報手段等について、雑踏事故を防止し得る警備計画を作成すること。

イ 主催者は、十分な警備員を配置して動線の安全を確立すること。

特に、狭隘な場所等において、参集者が過密となった場合に、う回路の誘導体制及び分断規制による警備体制を確立できるよう十分な警備員を配置すること。

ウ 主催者は、当日の警備員の配置状況並びに誘導及び規制に必要な資機材の活用状況について、計画どおり実施されているかを確認すること。

また、当日、天候の変化等の事情により計画を変更する場合には、雑踏事故を防止し得るものとし、その変更どおり実施されているかを確認すること。

エ 主催者は、当日、警備員を運用して、参集者の動向及び群集密度を的確に把握した上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止すること。

また、参集者が過密となった場合、警備員をして、参集者の分断、進入規制、う回等適切な措置を執り、参集者の圧力を緩和させて雑踏事故の発生を未然に防止すること。

(2) 主催者が作成した警備計画について、事故防止の見地から十分な検討を加え、その計画に不備な点がある場合は、是正を指導し、警察の指導事項を確実に遵守させるように努めること。

3 主催者が明確ではない行事に対する適切な対応

主催者が不在であるが、特定の場所に多数の人が集まることが見込まれる場合には、地元自治体、関連施設管理者、関連行事主催者等と連携の上、警備員の配置や警察部隊の投入を検討するなどして、無秩序な人の往来や滞留等による雑踏事故の発生を未然に防止すること。

4 実地調査

(1) 雑踏警備は、年ごとに条件や事情に変化が生じていることを前提として、その都度実地調査を行うこと。

(2) 実地調査に当たっては、次の事項を中心に綿密に調査を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。

ア 会場等の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況、とりわけ注意を要すべき狭隘な通路や階段の有無

イ 会場等の収容能力、非常口、退避路及び避難場所

ウ 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点

(3) 実地調査は、主催者と合同で行うように努め、主催者の安全措置及び警備措置を

点検し、主催者に対して不備な点を是正するよう指導すること。

5 関係機関との協力

主催者と連携の上、消防機関、輸送機関その他の関係機関との協力体制を確保し、必要に応じて事前会議若しくは、情報共有等の目的を果たすための協議を行うこと。

6 情勢の分析と対策

テロ等違法行為の未然防止を果たすため、テロ対策主管課等と、情勢の分析と然るべき対策を協議するなど、連絡、連携を密にすること。

7 実施計画の策定

(1) 行事等の内容、性格、規模等を勘案して、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、あらかじめ実施計画を策定すること。

(2) 実施計画は、実地調査の結果等を踏まえ、部隊の配置、指揮命令系統、主催者等との連絡体制、装備資機材の配備、突発事案発生時の措置要領等について、周到かつ適切なものとする。

(3) 実施計画の策定に当たっては、行事の内容、人出予想、地形・地物、交通の状況、主催者の警備体制、国際テロ情勢、各種警備情報、突発事案等を総合的に判断し、かつ、過去の教訓等を十分活用すること。

(4) 雑踏警備に従事する部隊は、次に掲げる各班及び任務を基本とし、行事の規模等により、必要な班を編制すること。

また、必要により、警察署に警備本部を設置し、会場等に現地警備本部を設置するなどして、指揮体制を確立すること。

ア 雑踏対策班

会場及びその周辺における雑踏の整理誘導

イ 交通対策班

会場及びその周辺の道路における交通の安全と車両の円滑な通行の確保

ウ 警戒班（制服）

会場及びその周辺における警戒

エ 警戒班（私服）

会場及びその周辺における私服での警戒及び情報の収集

オ テロ対策班

会場及びその周辺におけるテロの未然防止及び対処

カ 予備班

突発事案発生時の措置及び特命事項の処理

(5) 部隊の配置は、著しい雑踏が予想される場所や人の転倒しやすい場所等雑踏による事故発生の危険性が高い場所を重点とすること。

また、部隊員個々に具体的な任務を付与し、現場の状況に応じて弾力的に配備を強化すること。

(6) 署長は、実施計画を策定したときは、行事等が開催されるおおむね10日前までに、「雑踏警備実施計画書」（別記第3号様式）により、警察本部地域企画課（札幌方面以外の警察署にあつては、当該方面本部の地域課を経由）に報告すること。

8 交通規制

雑踏事故の発生が予想されるときは、予想される人出に応じて、合理的な整理対策を立て、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を行い、これを事前に広報して一般に徹底すること。

9 警備対策会議等の開催

警備に万全を期する観点から必要と認める場合は、警備対策会議等を開催し、雑踏警備実施上の問題点について検討すること。

また、必要に応じて部隊ごとの会議を開催し、部隊員に実施計画を周知させること。

10 広報活動

会場及びその周辺における広報活動は、特に危険な事態が発生し又は発生のおそれがある場合において、主催者と協力して実施し、不穏な群集心理の発現を未然に防止し、併せて事故防止上の注意を促すこと。

第6 雑踏事故発生時の措置

1 雑踏警備に際しては、主催者と連携して常時かつ組織的に参集者の動向及び雑踏密度を把握し、危険な事態が発生した場合に直ちに必要な措置を講じることができるよう、部隊への迅速な指揮、円滑な運用に万全を期すること。

2 参集者が過密となるなど雑踏に伴う危険が具体的に予想される状態になった場合においては、部隊を指揮して、参集者の分断、誘導、進入禁止等の措置により、参集者の圧力を緩和させて、雑踏事故の発生を防止すること。

また、秩序を乱す者については、主催者に必要な措置を執らせるほか、事態に応じ、指導、警告、制止等を行うなど、具体的に事故防止の措置を講じること。

3 具体的に危険な事態が発生した場合は、的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、その拡大防止を図るとともに、負傷者を救護し、事態の早期収拾に当たること。

(1) 部隊運用に際しては、直ちに警察力を集中させ、迅速かつ適切な現場措置を講じること。

(2) 広報に際しては、混乱の制止と人心の安定を図るため、主催者と連携して、速やかに状況を周知し、事故の拡大防止に対する協力を得るよう努めること。

4 雑踏事故の発生を認知した警察職員は、直ちに、その内容について、当該事故の発生地を管轄する通信指令室に飛び越え報告をすること。

5 上記4の事項について、報告を受けた方面本部の指令係員は、受理した飛び越え報告について、遅滞なく通信指令管理官に報告すること。

6 発生地を管轄する署長は、直ちに「雑踏事故発生報告書」(別記第4号様式)により、警察本部地域企画課(札幌方面以外の警察署にあっては、当該方面本部の地域課を経由)に報告すること。

この場合において、確認のとれない事項は調査中とし、以後、調査中の事項が判明次第、第2報、第3報により報告すること。

7 地域部管理官(通信指令)は、雑踏事故の発生に関する飛び越え報告を受けたときは、直ちに、その内容を警察本部長に報告すること。

第7 署長等幹部の心構え等

1 主催者に対する指導内容及び実地調査の結果を把握の上、警備要点を見極め、実施

計画に反映させるとともに、当日は、警備本部において、組織的に情報を集約し、一元的な指揮を執り、部隊を的確に運用することにより、雑踏事故の未然防止に当たること。

- 2 部隊員に対しては、個々の任務を具体的に指示するとともに、群集心理の特性、受傷事故の防止等に関する教養を行い、活動要領及び関係法令の周知を図ること。

第8 雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策

近年、諸外国において多数の者が利用する施設等を標的としたテロ事件が発生している事例を踏まえ、次の事項についても留意すること。

1 車両突入防止対策

主催者に対し、会場等の状況に応じて、参集者保護のための防護柵等の設置を働き掛けるとともに、必要に応じて、車両の物理的阻止に有効な各種資機材を設置・活用すること。

2 ドローン等の無人航空機対策

行事等が航空法（昭和27年法律第231号）第132条の2第4号の「多数の者の集合する催し」に該当する場合は、主催者に対し、行事等が行われている場所の上空においては国土交通大臣の承認を受けていない無人航空機の飛行は禁止されている旨の事前告知、看板の設置、自主警備員等による現場広報等、必要な措置を講じるよう働き掛けること。

また、必要に応じて、高所警戒を実施するほか、会場等の周辺高層ビル、空き地等に係る管理者対策を実施すること。

3 警察への通報体制の確立

主催者に対し、不審者や不審物を発見した際の警察への通報要領について事前指導を徹底するとともに、参集者の整理誘導、警戒活動に併せて不審者に対する声掛け、職務質問、所持品検査等を徹底し、違法行為企図者の早期発見に努めること。

第9 風評等により突発的に生ずる滞留・混乱事案への対応

雑踏事故については、特定の行事等ではなく偶発的又は意図的な風評等により、予想外の形態や場所で突発的に群衆の滞留や混乱が生じる場合もあることから、次の事項にも留意すること。

1 事案の防止に向けた対応

特に多数の歩行者等が滞留し混雑することが常態となっている箇所については、この種の事案の発生を想定し、必要と認められる場合には、付近の商店主等の関係者や自治体等に対し、次の事項について働きかけを行うこと。

(1) 事案発生の懸念が生じた場合の措置

ア 警察への速やかな通報の実施

イ 拡声器等の放送設備を利用した管理者等による群衆への正確な情報提供、注意喚起

ウ 上記の放送設備を利用した警察による広報への協力

(2) 要所における拡声器等の放送設備及びカメラの設置

2 事案発生時における対応

(1) 通信指令室等における的確な対応

突発的な滞留・混乱事案の場合は、近接した場所から、短時間集中的に110番通報が入電することが予想される。こうした場合においては、群衆の滞留・混乱等の特異な状況が生じている可能性があることを念頭に置き、通報内容に応じ、地域、刑事、交通、警備等関係部門との連携に留意しつつ、状況の把握、態勢の確保、消防への通報その他安全確保のための措置の実施について、直ちに必要な指令を行うこと。

(2) 体制の確保

事案の把握のため、現場周辺の交番勤務員、パトカー等を直ちに現場へ派遣するほか、幹部の指揮の下、必要な体制及び装備資機材を確保するとともに的確な任務付与を行い、現場の状況に応じた必要な措置を執ること。

(3) 交通規制の実施

事案の状況を踏まえ、安全を確保する上で必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を速やかに行うこと。

第10 事後の措置

1 検討会の開催

署長は、雑踏警備実施の終了後、必要に応じて実施主任者及び主催者等との検討会を開催し、雑踏警備実施における問題点を把握するとともに、今後の雑踏警備実施に反映させること。

2 報告

雑踏警備実施の終了後、「雑踏警備実施結果報告書」（別記第5号様式）により、警察本部地域企画課（札幌方面以外の警察署にあっては、当該方面本部の地域課を経由）に報告すること。

※ 別記様式は省略